

第1回

幌延町議会

(臨時会)

第1回幌延町議会（臨時会）は1月14日に開会され、報告4件、議案4件を原案どおり可決し、同日に閉会しました。

議決された案件は次のとおりです。

▼報告第1号

専決処分の報告について （茂楽橋橋梁補修工事請負契約の変更）

茂楽橋橋梁補修工事請負契約金額5,918万円を5,947万7千円に変更することについて専決処分したことを報告しました。

変更の主な理由は、地覆鉄筋の被り不足による補強筋の追加や地覆コンクリート保護のため、視線誘導標を設置したことによるものです。

▼報告第2号

専決処分の報告について （医療技術職員住宅建設工事（建築主体工事）請負契約の変更）

医療技術職員住宅建設工事（建築主体工事）請負契約金額8,673万5千円を8,692万2千円に変更することについて専決処分したことを報告しました。

変更の主な理由は、産業廃棄物処理数量の確定によるものです。

▼報告第3号

専決処分の報告について （久喜橋橋梁補修工事請負契約の変更）

久喜橋橋梁補修工事請負契約金額5,006万1千円を5,002万8千円に変更することについて専決処分したことを報告しました。

変更の主な理由は、産業廃棄物処理数量の確定によるものです。

▼報告第4号

専決処分の報告について （町道駅前仲通線道路改良工事請負契約の変更について）

町道駅前仲通線道路改良工事請負契約金額1億48万5千円を1億263万円に変更することについて専決処分したことを報告しました。

変更の主な理由は、産業廃棄物処理数量の確定によるものや既設路盤の凍結融解及び乳剤散布前の舗装面乾燥を目的とした路面ヒーター稼働時間の計上によるものです。

▼議案第1号

町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に対応し、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を改正するものです。

▼議案第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告により、職員の給料表、期末・勤勉手当の支給率、寒冷地手当の支給率、扶養手当などを改正するものです。

▼議案第3号

幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告により、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給率を改正するものです。

▼議案第4号

工事請負契約の変更について （町道幌延北進線道路改良工事）

町道幌延北進線道路改良工事請負契約金額1億2,408万円を1億2,720万4千円に変更するものです。

変更の主な理由は、産業廃棄物処理数量の確定によるコンクリート殻処分量の増加や既設路盤の凍結融解及び乳剤散布前の舗装面乾燥を目的とした路面ヒーター稼働時間の計上によるものです。

